

# 児童発達支援・放課後等デイサービスの 現状等について

# 児童発達支援

(児童発達支援センター含む)

# 児童発達支援

## ○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

## ○ 事業の概要

### 《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

### 《事業の担い手》

#### ① 児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

#### ② それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

## ○ 提供するサービス

### 児童発達支援

#### ○ 身近な地域における通所支援

- ・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

### 《児童発達支援センター》

○左の機能に加え、地域支援を実施

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 ・保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

### 《児童発達支援センター以外》

○主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士 10:2以上  
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

# 児童発達支援

## ○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

## ○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

## ○ 主な人員配置

### ■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

### ■ 児童発達支援センター以外

- ・ 児童指導員及び保育士 10:2以上  
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価 (令和3年4月～)

### ■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位設定)

#### ■ 児童発達支援センター

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 778～1,086単位
- ・ 難聴児 975～1,384単位
- ・ 重症心身障害児 924～1,331単位

#### ■ 児童発達支援センター以外

- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 486～885単位
- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 404～754単位
- ・ 重症心身障害児 837～2,098単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。

### ■ 主な加算

#### ■ 個別サポート加算(Ⅰ)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

#### ■ 個別サポート加算(Ⅱ)

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

#### ■ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位

#### ■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員等 15～247単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 11～180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

#### ■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等、5年以上児童福祉事業に従事した保育士又は児童指導員を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員 15～247単位

#### ■ 看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定)

→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算

- ・ 1人加配 80～400単位
- ・ 2人加配 160～800単位

## ○ 事業所数

10,190 (国保連令和 4年 8月実績)

## ○ 利用者数

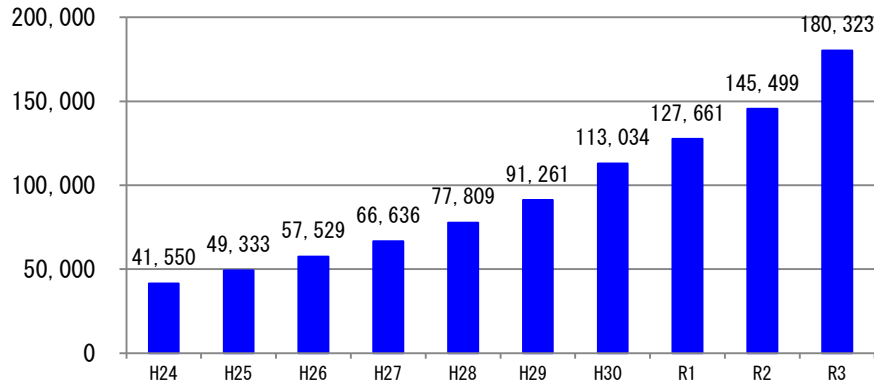
143,241 (国保連令和 4年 8月実績)3

## 児童発達支援の現状

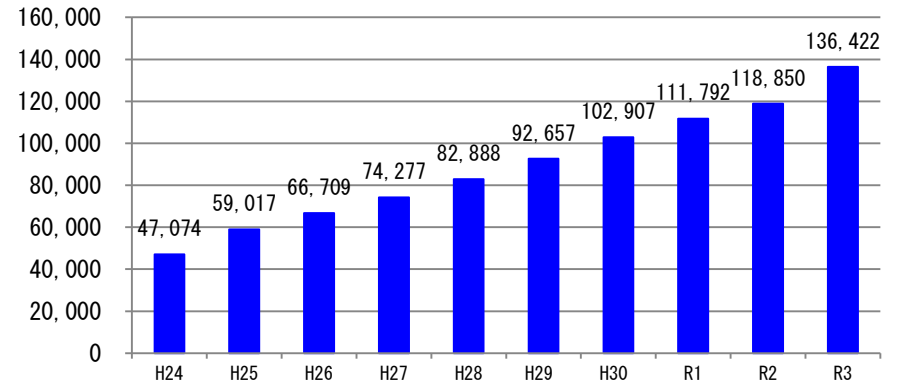
### 【児童発達支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約1,455億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の4.9%、障害児支援全体の総費用額の26.7%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

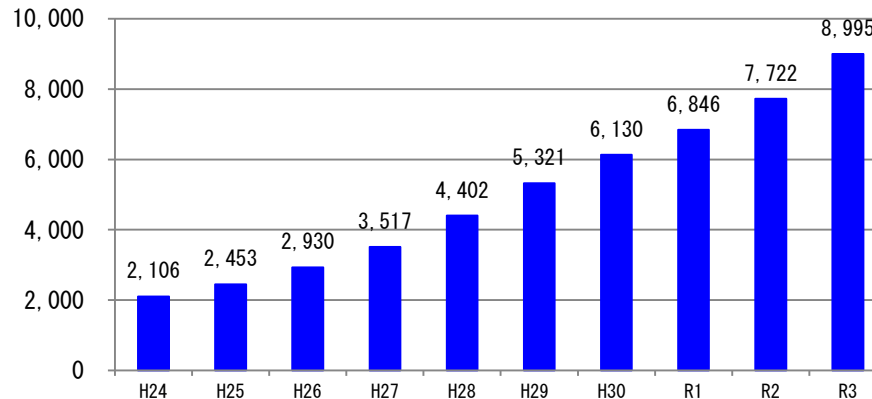
### 費用額の推移(百万円)



### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

# 放課後等デイサービス

# 放課後等デイサービス

## ○ 事業の概要

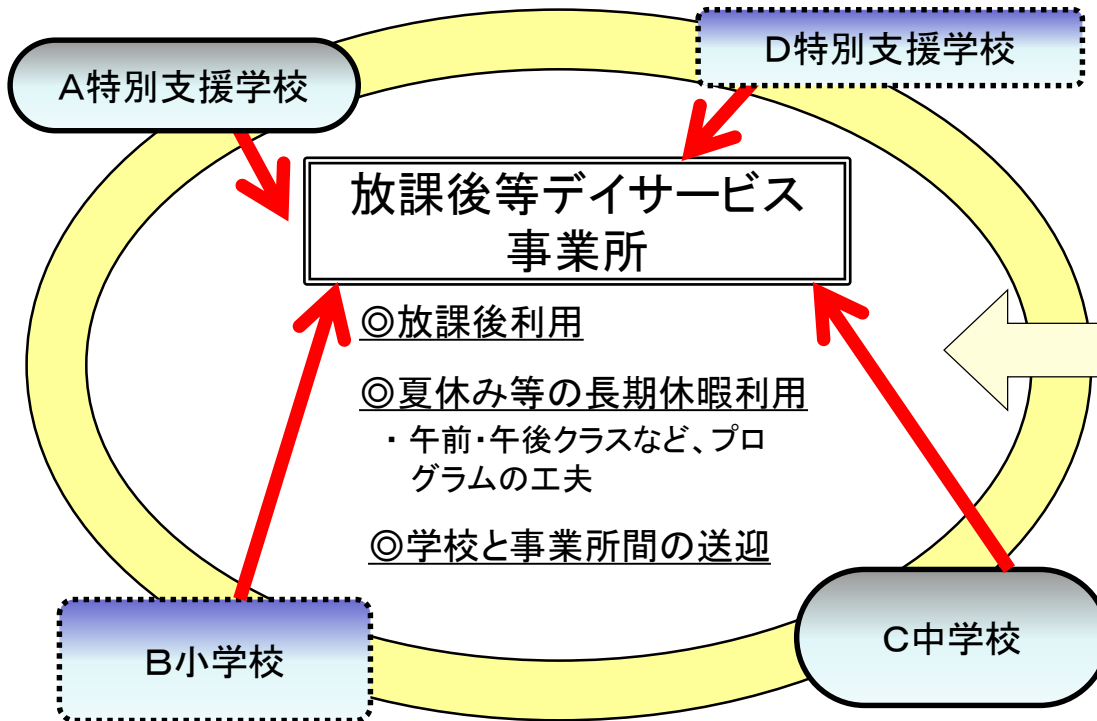
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

## ○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児  
(\*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

## ○ 利用定員

10人以上



## ○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
  - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
  - ②創作的活動、作業活動
  - ③地域交流の機会の提供
  - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

# 放課後等デイサービス

## ○ 対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

## ○ サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

## ○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士 10:2以上  
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

## ○ 報酬単価 (令和3年4月～)

### ■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位設定) 注) 30分以下の支援は報酬の対象外となる。

#### ■ 授業終了後

- ・ 重症心身障害児以外 302 ~ 604単位
- ・ 重症心身障害児 686 ~ 1,756単位

#### ■ 休業日

- ・ 重症心身障害児以外 372 ~ 721単位
- ・ 重症心身障害児 810 ~ 2,038単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667~2,000単位高い単位となる。

### ■ 主な加算

#### ■ 個別サポート加算(Ⅰ)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

#### ■ 個別サポート加算(Ⅱ)

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

#### ■ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位

#### ■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 75~374単位
- ・ 児童指導員等 49~247単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 36~180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

#### ■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等を加配した場合に加算 75~374単位

#### ■ 看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定)

→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算

- ・ 1人加配 133~400単位
- ・ 2人加配 266~800単位

## ○ 事業所数

19,178 (国保連令和 4年 8月実績)

## ○ 利用者数

301,837 (国保連令和 4年 8月実績) 7

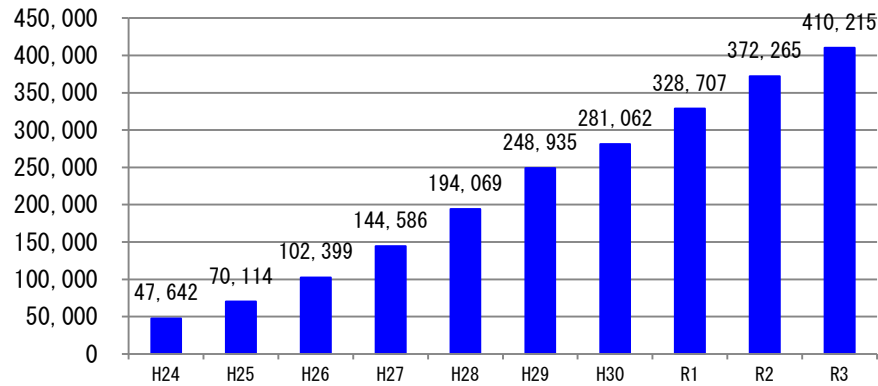


## 放課後等デイサービスの現状

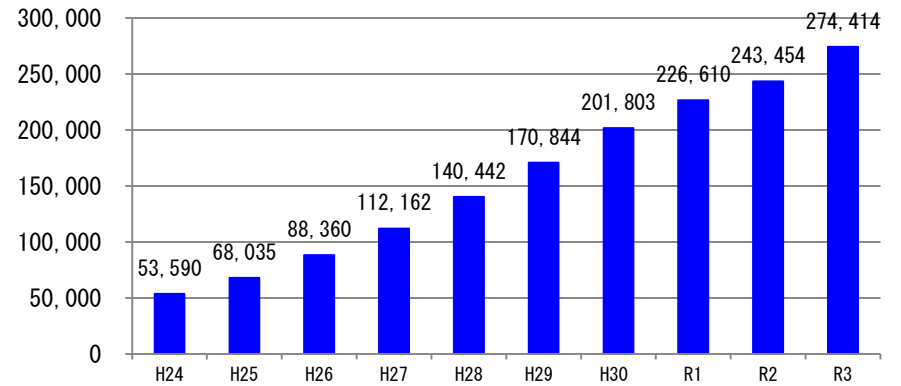
### 【放課後等デイサービスの現状】

- 令和2年度の費用額は約3,723億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.6%、障害児支援全体の総費用額の68.4%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている(平成24年度から令和2年度の伸びは、児童発達支援が3.5倍に対して放課後等デイサービスは7.8倍)。

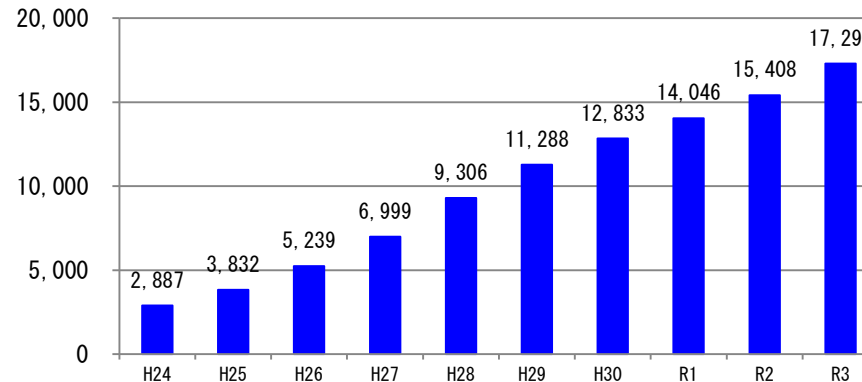
### 費用額の推移(百万円)



### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

# 令和3年度予算執行調査結果

# 総括調査票

調査事業名	(17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援)			調査対象 予算額	令和元年度：280,993百万円の内数 (参考 令和3年度：383,501百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	障害児入所給付費等負担金	取りまとめ財務局	(関東財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

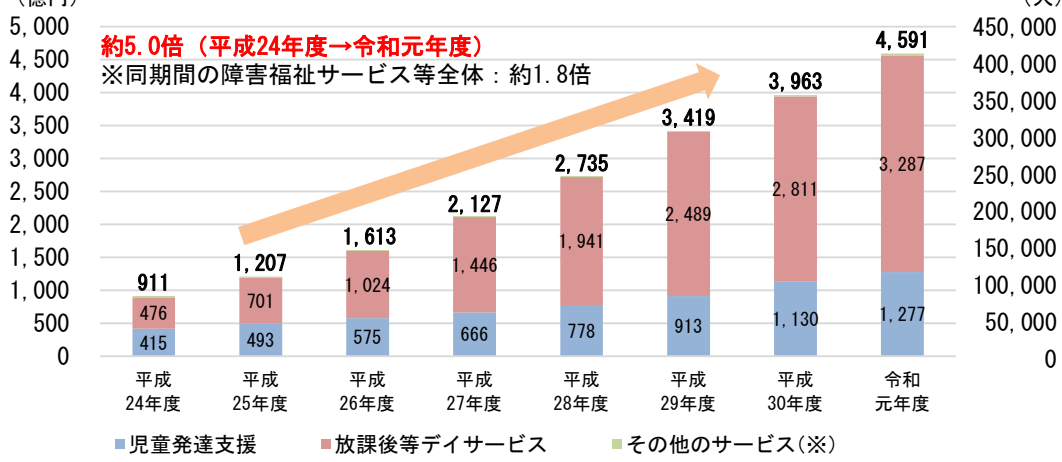
障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者に、その対価として支払われるサービス費用である。サービスの種類によって、提供に係る人件費や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに基本報酬単価が定められており、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

障害福祉サービス等のうち、障害児通所支援とは、児童発達支援や放課後等デイサービス等を指し、児童発達支援は、主に未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中における生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービスである。

障害福祉サービス等に係る総費用額や利用者数は、全体として近年増加してきているが、障害児通所支援について見るとその伸びは著しく、障害福祉サービス等全体の総費用額・利用者数の伸びを大きく上回っている。【図1、図2】

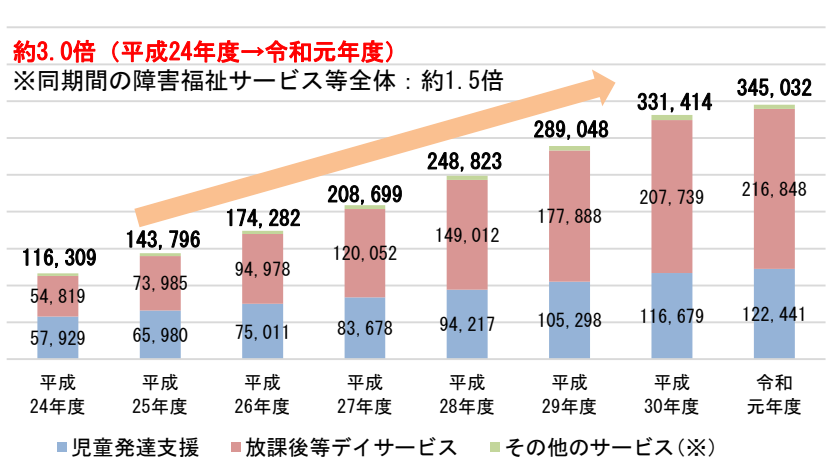
児童発達支援や放課後等デイサービスは、営業時間に応じた報酬設定となっているものの、利用者ごとのサービス利用時間は考慮されない仕組みとなっていることから、利用者ごとのサービス利用時間等を分析することにより、現行の報酬設定の妥当性について検証する。また、利用者ごとの1月当たりの利用日数(支給量)については、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することになっているが、市町村によって決定された支給量に差異がないか検証する。

### 【図1】障害児通所支援のサービス別総費用額



(※) 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援  
【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報

### 【図2】障害児通所支援のサービス別利用者数



(※) 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援  
【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報 (各年度3月)

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (17) 障害福祉サービス等（障害児通所支援）

## ②調査の視点

### 1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

放課後等デイサービス・児童発達支援の基本報酬については、利用者ごとのサービス提供時間が考慮されていないため、利用者ごとのサービス利用時間等を分析することにより、現行の報酬設定の妥当性について検証を行った。

## ③調査結果及びその分析

### 1-①. 放課後等デイサービスにおけるサービスの利用状況

#### (1) 営業時間に応じた報酬設定

放課後等デイサービスの報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえ、通常より低い基本報酬が設定（または基本報酬が減算）されている。その一方で、利用者ごとのサービスの利用時間は考慮されない報酬体系となっている。【表1】

【表1】放課後等デイサービスにおける営業時間別基本報酬

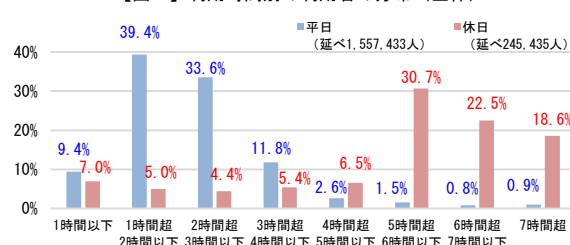
営業時間	平日（授業終了後）		休日（学校休業日）		
	3時間以上	3時間未満	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満
基本報酬	604単位	591単位	721単位	15%減算	30%減算

※重症心身障害児（以下「重心児」という）以外を対象とする利用定員10人以下の事業所において、医療的ケア児以外の障害児に支援を行う場合。  
※令和3年度報酬改定後の単価

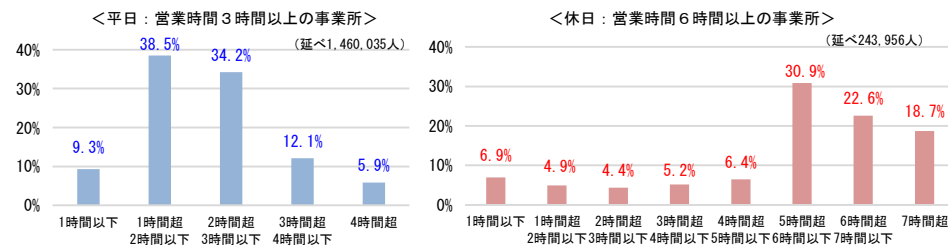
#### (2) 利用者別・事業所別のサービス利用時間の実態

- 利用者ごとの利用時間については、平日・休日ともに大きなバラツキがあり、1時間以下の短時間利用から7時間を超える長時間利用まで、多様な利用実態となっている。【図3】
- 事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、例えば休日における平均利用時間が7時間超の事業所が全体の約15%を占める一方、1時間以下の事業所も約5%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図5】
- 上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある。【図4、図6】

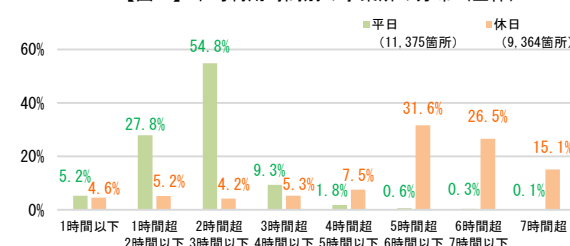
【図3】利用時間別の利用者の分布（全体）



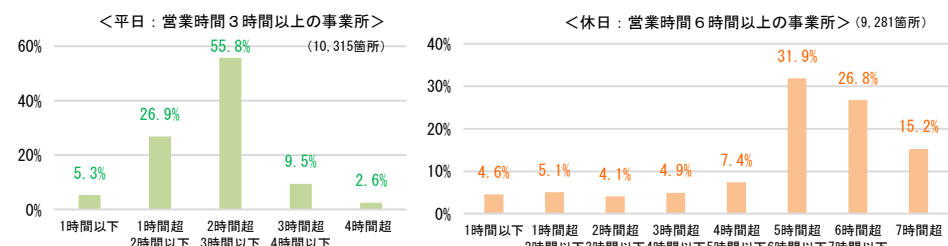
【図4】利用時間別の利用者の分布（営業時間の長い事業所）



【図5】平均利用時間別の事業所の分布（全体）



【図6】平均利用時間別の事業所の分布（営業時間の長い事業所）



【調査対象年度】  
令和元年度  
(令和元年10月サービス提供分)

【調査対象先数】  
・都道府県  
・政令指定都市、中核市  
・令和元年10月における児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者数が上位10位までの市町村（特別区含む）

調査対象先数：521箇所  
回答数：515箇所  
回答率：98.8%

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援)

## ③調査結果及びその分析

### 1-②. 児童発達支援におけるサービスの利用状況

#### (1) 営業時間に応じた報酬設定

児童発達支援の報酬については、営業時間に応じた設定となっており、営業時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえ、基本報酬が減算される仕組みとなっている。その一方で、利用者ごとのサービスの利用時間は考慮されない報酬体系となっている。

【表2】

【表2】児童発達支援における営業時間別基本報酬

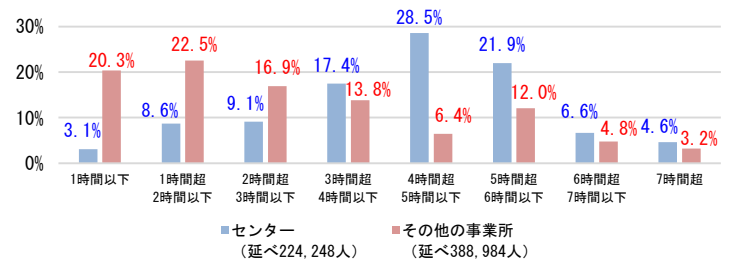
事業所類型	児童発達支援センター（以下「センター」という）			児童発達支援センター以外（以下「その他の事業所」という）		
	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満
営業時間	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満	6時間以上	4時間以上6時間未満	4時間未満
基本報酬	1,086単位	15%減算	30%減算	754単位	15%減算	30%減算

※「センター」は、重心児・難聴児以外を対象とする利用定員30人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支援を行う場合。  
 「その他の事業所」は、重心児以外（主に未就学児）を対象とする利用定員10人以下の事業所において、医療的ケア児以外に支援を行う場合。  
 ※令和3年度報酬改定後の単価

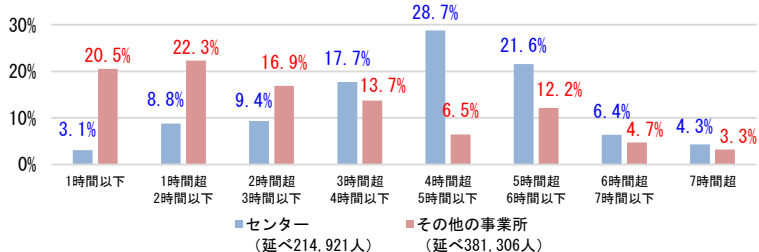
#### (2) 利用者別・事業所別のサービス利用実態

- 利用者ごとの利用時間については、センター・その他の事業所ともに大きなバラツキがあり、1時間以下の短時間利用から7時間を超える長時間利用まで、多様な利用実態となっている。【図7】
- 事業所ごとの平均利用時間にも大きなバラツキがあり、特にその他の事業所では、平均利用時間が6時間超の事業所が全体の約7%を占める一方、1時間以下の事業所が約13%を占めるなど、事業所ごとのサービス提供実態に大きな差異が生じている。【図9】
- 上記の傾向は、営業時間の長い事業所においても同様であり、現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性がある。【図8、図10】

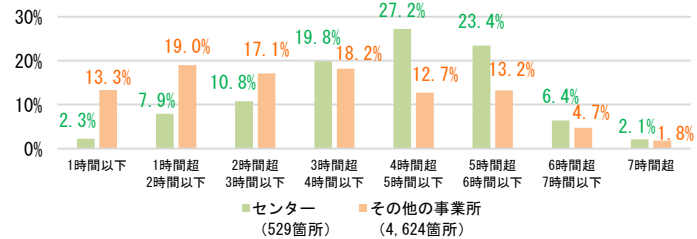
【図7】利用時間別の利用者の分布（全体）



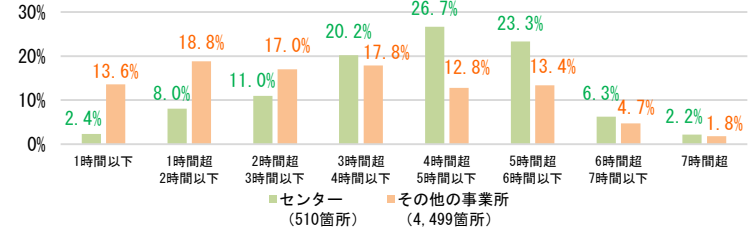
【図8】利用時間別の利用者の分布（営業時間6時間以上の事業所）



【図9】平均利用時間別の事業所の分布（全体）



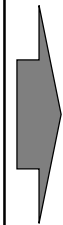
【図10】平均利用時間別の事業所の分布（営業時間6時間以上の事業所）



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

利用者ごとの利用時間や事業所ごとの平均利用時間に大きなバラツキがあることに鑑み、サービス提供に係るコストが適切に報酬に反映されるよう、サービスの質も踏まえて、利用時間の実態を勘案した報酬体系への見直しを検討すべきである。



# 総 括 調 査 票

調査事業名 (17) 障害福祉サービス等 (障害児通所支援)

## ②調査の視点

### 2. 市町村における支給決定の状況

利用者ごとの1月当たりの利用日数(支給量)については、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することになっているが、市町村によって決定された支給量に差異が生じていないか、検証を行った。

【調査対象年度】  
令和元年度  
(令和元年10月において有効な支給決定)

【調査対象先数】  
・政令指定都市、中核市  
・令和元年10月における児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者数が上位10位までの市町村(特別区含む)

調査対象先数 : 474箇所  
回答数 : 471箇所  
回答率 : 99.4%

## ③調査結果及びその分析

### 2. 市町村における支給決定の状況

#### (1) 市町村における支給決定の考え方

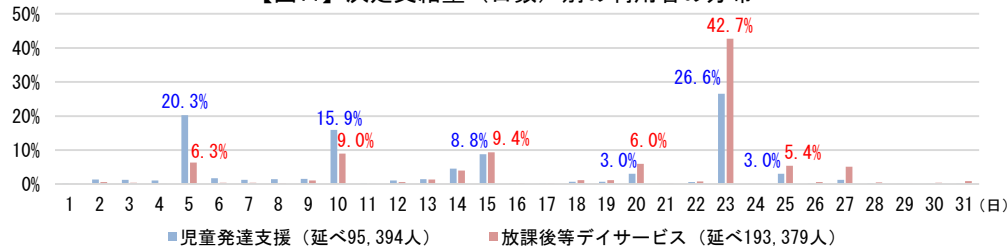
障害児通所支援の支給決定に当たっては、市町村が利用者ごとに適切な1月当たりの利用必要日数(支給量)を定めることとされているが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、支給量の上限は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数とされている。(平成28年3月7日厚生労働省通知)

(注)ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の上限日数を超えて利用することが可能。

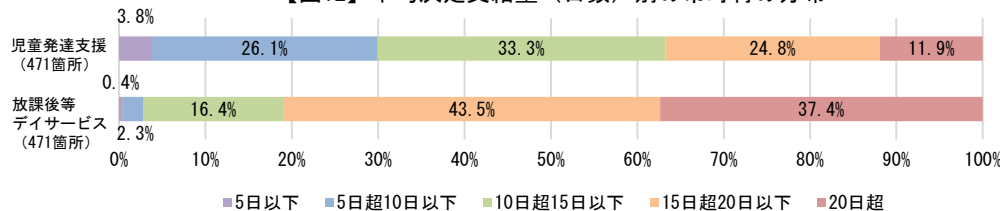
#### (2) 利用者別・市町村別の決定支給量

- ・利用者ごとの1月当たりの決定支給量は、原則の上限日数である23日の割合が高くなってきている。特に、放課後等デイサービスについては、決定支給量が23日である利用者が4割超となっており、高い割合を占めている。【図11】
- ・市町村別の平均決定支給量について、大きな地域差が見られる。例えば、放課後等デイサービスについては、平均決定支給量が15日以下の市町村が約2割存在する一方で、20日超である市町村が約4割となっており、市町村ごとに大きなバラツキがある。また、全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村が一定程度存在していることから、各市町村における支給量の決定が、必ずしも個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっていない可能性がある。【図12、表3】

【図11】 決定支給量(日数)別の利用者の分布



【図12】 平均決定支給量(日数)別の市町村の分布



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. 市町村における支給決定の状況

各市町村における支給量の決定が、個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっているかどうか、その妥当性を検証した上で、より利用者のニーズに基づいた支給決定を行うための具体的な基準の設定を検討するべきである。

【表3】 全利用者に占める「決定支給量が23日以上の利用者」の割合が高い市町村

	児童発達支援 (471箇所)	放課後等デイサービス (471箇所)
100%の市町村	15箇所 (3.2%)	17箇所 (3.6%)
90%以上の市町村	28箇所 (5.9%)	63箇所 (13.4%)
80%以上の市町村	47箇所 (10.0%)	101箇所 (21.4%)
70%以上の市町村	65箇所 (13.8%)	168箇所 (35.7%)

※箇所数は累積値